

第 566 回広島地方最低賃金審議会 議事要旨

開催日時	令和 7 年 9 月 22 日（月） 15 時 47 分～15 時 57 分		
開始場所	広島合同庁舎 3 号館 1 階 15 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 第 1 回広島地方最低賃金審議会検討小委員会座長報告 2 令和 7 年度広島県特定最低賃金の改正決定の必要性について 3 その他		
議 事 要 旨			
1 第 1 回広島地方最低賃金審議会検討小委員会座長報告 事務局から同日開催された第 1 回広島地方最低賃金審議会検討小委員会（以下「検討小委員会」という。）の開催に至る経過説明がなされた。 続いて、検討小委員会の酒井座長から、審議概要及び座長報告の趣旨について説明がなされ、それに対する意見等はなかった。			
2 令和 7 年度広島県特定最低賃金の改正決定の必要性について 事務局は、会長に命じられた答申文案の作成をし、出席者へ配付した後、読上げを行った。 答申文案に対する意見等はなく、本審議会は、金属製品製造業、機械器具製造業、船舶等製造業及び自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性について、「審議を尽くした結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった」旨を広島労働局長へ答申した。			
3 その他 次回の審議会は、既に改正諮問されている鉄鋼業ほか 2 業種についての改正決定に係る議決となり、令和 7 年 10 月 29 日午前 10 時から開催されることが確認された。			